

平成27年度から国民健康保険税の世帯限度額・低所得者に対する軽減の判定基準額が変わります。

1. 世帯限度額が変わります

平成27年度より、国民健康保険税の世帯限度額が変更されました。(表1)

なお、世帯限度額以外の国民健康保険税の税額・税率につきましては、昨年度と同様であり、変更はありません。

2. 低所得者に対する国民健康保険税の軽減の判定基準額を拡大します

国民健康保険税額・税率の変更による低所得者の負担増を最小限に抑えるため、平成27年度分から、国民健康保険の加入世帯の前年中の所得が一定額以下の世帯に対する平等割や一人当たりに対する均等割の軽減の判定

定基準額を、次のように拡大します。(表2)

※前年の所得に応じて軽減しているため、申請手続き等は必要ありませんが、所得の申告をしないと適用となりませんので、必ず申告をしてください。

平成27年度分の納税通知書は6月中旬に郵送します。

国民健康保険税は、国民健康保険を運営する大切な財源となりますので、納期限内の自主納付にご協力をお願いします。

お支払いは納め忘れが少ない口座振替のご利用を!

町民課 内線274・275

7月1日から平成27年度国民年金免除申請の受付が始まります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請をして承認を受けると全額または一部が免除されます。

対象となる期間は、平成27年7月から平成28年6月までです。

なお、過去2年(2年1か月前)までさかのぼって免除申請ができますので、申請方法などの詳細はお問い合わせください。

平塚年金事務所国民年金課

町民課 内線268

国民健康保険税の税額・税率表 (表1)

| | 医療分 | | | | | 後期高齢者支援金分 | | | 介護納付金分 | | |
|-------------|-------|--------|---------|---------|-------|-----------|--------|-------|--------|---------|-------|
| | 所得割 | 資産割 | 均等割 | 平等割 | 世帯限度額 | 所得割 | 均等割 | 世帯限度額 | 所得割 | 均等割 | 世帯限度額 |
| 平成26年度(改正前) | 5.60% | 10.00% | 20,400円 | 25,000円 | 51万円 | 2.20% | 9,900円 | 16万円 | 1.80% | 10,000円 | 14万円 |
| 平成27年度(改正後) | 5.60% | 10.00% | 20,400円 | 25,000円 | 52万円 | 2.20% | 9,900円 | 17万円 | 1.80% | 10,000円 | 16万円 |
| 増減 | - | - | - | - | 1万円 | - | - | 1万円 | - | - | 2万円 |

※ 後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度を支援していくために、75歳未満の加入者にご負担いただく支援金のことです。
 ※ 介護納付金分とは、40～64歳の加入者にご負担いただく介護保険料のことです。

低所得世帯に対する軽減額 (表2)

| 世帯主、加入者および特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計額 | | 軽減割合 | |
|--------------------------------|--|------|------------|
| | 33万円以下 (基礎控除額) | 7割軽減 | 均等割 平等割 |
| 26年度(改正前) | 33万円 (基礎控除額) + (24万5千円×加入者・特定同一世帯所属者の数) 以下 | 5割軽減 | 均等割 |
| 27年度(改正後) | 33万円 (基礎控除額) + (26万円×加入者・特定同一世帯所属者の数) 以下 | | 平等割 |
| 26年度(改正前) | 33万円 (基礎控除額) + (4.5万円×加入者・特定同一世帯所属者の数) 以下 | 2割軽減 | 均等割 |
| 27年度(改正後) | 33万円 (基礎控除額) + (4.7万円×加入者・特定同一世帯所属者の数) 以下 | | 平等割 |

※ 特定同一世帯所属者とは、同じ世帯において国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方です。
 ※ 原則として、世帯の所得が上記の表により算出された金額を上回った場合、軽減の対象とはなりません。